

# 令和3年9月30日まで 緊急事態措置による要請が延長されました。

令和3年9月10日  
大阪府料理業生活衛生同業組合

大阪府からの要請は、以下のとおりです。

## 飲食店等への要請

施設の種類	内 訳	要請内容	
飲食店等	<b>【飲食店】</b> 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） <b>【遊興施設】</b> キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※1等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 <b>【カラオケ】</b> カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む) <b>【結婚式場】</b> ※2	酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む)又は <b>カラオケ設備提供をする場合</b>	施設の休止
		酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む)又は <b>カラオケ設備提供をしない場合</b>	営業時間短縮(20時まで)

※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、施設の休止等の対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供(利用者による持ち込みを含む)・カラオケ設備の使用の自粛を要請。

※2 できるだけ短時間(1.5 時間以内)、なるべく少人数(参加人数 50 人又は収容定員 50%のいずれか小さいほう)で開催すること(法に基づかない働きかけ)

## 【営業にあたっての要請事項】

(特措法第 45 条第2項に基づくもの)

- 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む)
- アクリル板の設置等
- 上記のほか、特措法施行令第 12 条各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理等(人数管理、人数制限、誘導等)、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気)

(特措法第 24 条第9項に基づくもの)

- CO2センサーの設置
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底

食 第2150号  
令和3年9月9日

大阪府料理業生活衛生同業組合 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

9月9日、国において、大阪府の「緊急事態措置を実施すべき期間」が9月30日まで延長されたことを踏まえ、9月9日、第57回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、9月13日から9月30日までの緊急事態措置に基づく要請（府有施設を含む）を決定いたしました。

直近1週間の新規陽性者数は減少に転じたものの、第四波のピーク時の約2倍と、依然として高水準にあります。また、一般医療と両立可能な重症病床使用率は約9割、軽症中等症病床使用率も7割強と、医療提供体制は極めてひっ迫しており、引き続き人流抑制が必要です。

つきましては、本会議で決定された要請内容についてご理解・ご協力をいただきますとともに、貴団体（社）内へ周知についてもご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

- ・ 多くの方々が集まる施設については、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）を実施すること
- ・ 大規模商業施設については、入場整理等の実施状況をホームページ等で広く周知すること
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、休暇取得等による、出勤者数の7割減をめざすこと
- ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること
- ・ 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること

問い合わせ先 代表 06-6941-0351

本通知について

生活衛生室食の安全推進課

門脇・高橋（内線 2561）

上記要請について

災害対策課 健康危機事象対策チーム

柴田・工藤・細谷（内線 4947、4948）